

SHKG001-1969

社会保障研究所の概要

東京都千代田区霞が関3-3-4
(社会事業会館内)
電話代表 (580) 2511

1969年

社会保障研究所の概要

じくくも

- 設立の趣旨… 1
設立およびこれまでの経過… 2
機構… 5
昭和44年度事業計画および予算… 7
昭和44年度研究プロジェクト… 11
刊行物… 17
昭和43年度研究事業日誌… 20
社会保障研究所法… 27
役員・顧問・参与・職員名簿… 38

立 言

わが国の社会保障制度は、近年かなりの発展をとげ、いわゆる国民皆保険および国民皆年金の体制も一応整いましたが、一歩その内容にたち入ってみると、いぜんとして各種の制度の間には著るしいアンバランスがみられるばかりでなく、経済の成長や地域開発の進展あるいは人口構造の変化などに対して、社会保障の分野においてもこれに対処すべき新しい課題がつきつぎと加わっており、社会保障の問題については、基礎的総合的な観点から抜本的に検討を加えなければならないといわれています。

しかしながら、これまでわが国の社会保障を基礎的総合的な立場から研究する組織的な体制にはほとんど見るべきものがなく、その立ちおくれが有識者から指摘されてきたのであります。すでに社会保障制度改革議会においても 1962 年「社会保障制度の総合調整に関する基本方針についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告」において、この種の調査研究機関の設置を強く要請しておりました。

1965 年 1 月、社会保障研究所はこのような事情のなかで、ひろく経済、財政、社会、人口問題、法制等の面から、社会保障全般についての基礎的総合的な調査研究を行なうことを目的とする特殊法人として設立されたのであります。

社会保障研究の経緯

- 昭和39. 2. 18 社会保障研究所法案提出（付託）
6. 26 法案成立
7. 7 社会保障研究所法公布施行（法律第156号）
11. 24 社会保障研究所長たるべき者として一橋大学教授田雄三が大臣指名を受け、また設立委員として社会保障制度審議会会長大内兵衛ほか7名が任命された。
12. 17 社会保障研究所設立委員会を開催し、社会保障研究所定款等を決定した。
12. 21 社会保障研究所監事たるべき者として、慶應義塾大學教授寺尾琢齋が大臣指名を受けた。
- 昭和40. 1. 11 社会保障研究所の設立登記を完了した。
1. 11 社会保障研究所の役員として、次の者が発令された（括弧内は現職）。
- ◎理事 塩野谷九十九（名古屋大学教授）
 - ◎顧問 大内兵衛（社会保障制度審議会会长）
 - 東郷精一（アジア経済研究所長）長沼弘毅（国際ラジオ・テレビセンター会長）
 - ◎参与 馬場啓之助（一橋大学教授）福武 直（東京大学教授）館 稔（厚生省人口問題研究所長）
1. 12 社会保障研究所の開所式を行ない、業務を開始した。
1. 26 合同研究会準備会としてヒヤリングが開始された。
2. 1 社会保障研究所の開所披露宴を日黒迎賓館において開催
3. 4 社会保障研究所常務理事として木村又雄（社会福祉事業振興会常務理事）が発令された。

6. 1 研究課題ごとに設けられた5つの部門別研究会と、政策研究を中心とした合同研究会が発足した。
6. 25 「季刊社会保障研究」創刊号を発刊した。
7. 26 シンポジウム「社会保障とは何ぞや」開催（7月26日～27日）
11. 10 ISSA文獻委員会発足
11. 15 第1回社会保障研究所基礎講座—社会開発セミナー—開催（11月15日～18日）
- 昭和41. 2. 11 社会保障研究所設立1周年記念講演会およびパーティーを帝國ホテルにおいて開催、講演内容「福祉開発の意義と条件」講演者櫻山政道
4. 1 昭和41年度の新研究プロジェクトのもとに、部門別研究会は從来の5つから6つに、合同研究会を政策研究会と改め、トピック的な問題をとりあげることになった。
5. 15 常務理事木村又雄の辞職が発令された。
6. 2 常務理事として河角泰助（社会保障制度審議会事務局長）が任命された。
7. 8 第1回社会保障教室開講（9月22日まで）
7. 18 シンポジウム「社会保障の体系化」開催（7月18日～19日）
10. 12 第2回社会保障研究所基礎講座—社会開発セミナー—開催（10月12日～15日）
- 昭和42. 3. 31 昭和41年度個人研究発表会の開催
6. 27 昭和42年度公開研究発表会の開催
9. 16 山田所長、各國の社会保障制度調査のため渡欧（10月16日まで）
10. 30 第3回社会保障研究所基礎講座—社会開発と社会保

- 障セミナー開催（10月30日～11月2日）
11. 1 社会保障研究所顧問として今井一男（共済組合連盟会長）が就任された。
- 昭和43. 2. 1 「海外社会保障情報」創刊号を発刊した。
2. 10 社会保障研究所創立3周年記念シンポジウムを弘済会館において開催、テーマ「社会保障と労働」「社会保障と経済」「社会保障の拠出と給付」
3. 1 総務部長加地夏雄の辞職が発令された。
3. 2 総務部長として木代一男（公害防止事業団総務部長より）が就任された。
3. 19 山田所長、日本文化教育事業委員会の日本側代表として渡米（25日まで）
4. 14 平石研究員、欧米の社会保障研究のため渡米（5月24日まで）
5. 28 昭和43年度公明研究発表会の開催
10. 28 第4回社会保障研究所講壇座—地域開発と社会保障セミナー開催（31日まで）
- 昭和44. 1. 11 山田所長及び寺尾監事が再任された。
2. 7 第2回社会保障研究所シンポジウムを弘済会館において開催、テーマ「政治体制と社会保障」「法秩序における社会保障」「社会保険と社会サービス」

役員



所長、理事、監事 本研究所の役員は、所長、理事および監事である。所長および監事は、厚生大臣が任命し、理事は厚生大臣の認可を受けて所長が任命する。

顧問 顧問は、所長の諮問に応じ、本研究所の業務の運営に関する重要事項を審議し、所長に意見を述べる。顧問は、厚生大臣の認可を受けて所長が委嘱する。

参与 参与は、所長の諮問に応じ、本研究所の業務の運営に関する事項を審議し、所長に意見を述べる。参与は学識経験を有する者のうちから、厚生大臣の認可を受けて所長が委嘱する。

専門委員 専門委員は、所長の命を受けて調査研究の企画および調整に参画し、または専門的な調査研究を行なう。

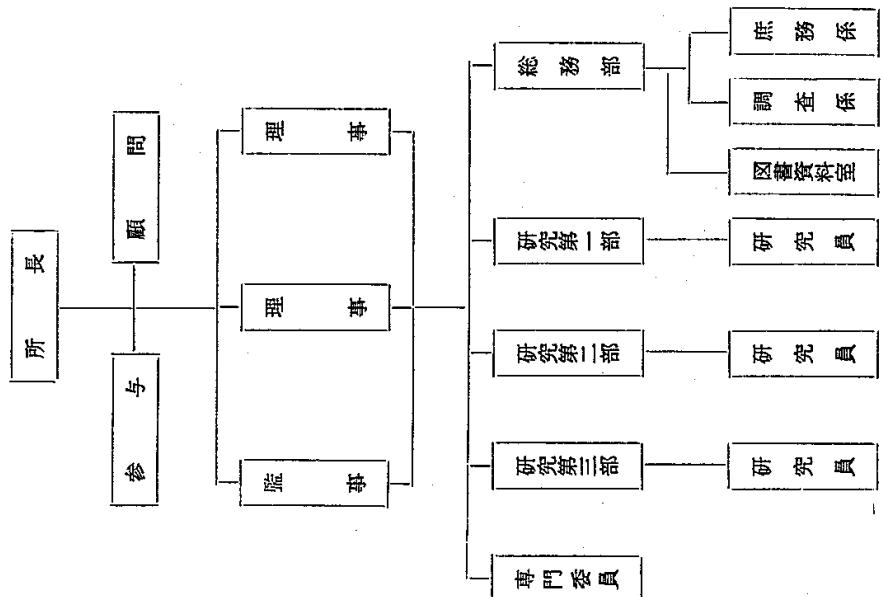
研究員 それぞれ経済学、社会学、社会政策等の専門学者として社会保障に関する制度、経済、社会等の面からの分析研究を行なう。

事務職員 研究所の庶務、人事、会計、会議等の事務を処理するとともに、図書資料の管理事務を行なう。

職員



— 機構図 —



○ 昭和44年度事業計画

社会保障研究所は、社会保障研究所法に規定する目的を達成するため、昭和44年度事業として次の事業を行なうが、研究事業費の総額は11,894,000円であり、全額国庫補助金を予定している。

I 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究

本年度は、過去4年間の地図めの時期を了え、研究体制の一層の充実をはからなければならぬ段階にいたたと考へられるので、次の数年をめどとして、まず総括的に重点をおくべき共通テーマを定め、それを適当にとりいれて、研究会毎の年次研究プロジェクトにより研究を進めることとする。今後数年の間に重点をおくべき共通テーマは次の3課題である。

- 1 社会計画の立場から社会保障をとりあげるという問題について、それを理論的・応用的に確立する。
- 2 社会保障水準を統計的・実証的に確立する。
- 3 社会保障制度の研究について、アジア諸国との交流を進めめる。

研究会別プロジェクトは次のとおりである。

第I(経済分析)研究会

主査 江見康一(一橋大学助教授・専門委員)
幹事 地主重美(研究第2部長)

社会保障の経済理論的実証的説明を通して広く社会計画への基礎づけを行なう。

- (1) 社会計画の計量分析
- (2) 社会保障と経済成長
- (3) 年金と医療の経済分析

第Ⅱ (統計調査) 研究会

主査 小沼 正 (研究第1部長)

幹事 曽原利満 (研究員)

社会保障の諸指標に関する統計的・実証的研究を行ない、
社会保障水準の確立に資する。

(1) 生活水準指數の作成

(2) 住居水準の測定

(3) 貧困水準の測定

第Ⅲ (社会分析) 研究会

主査 福武 直 (東京大学教授・参与)
幹事 三浦文夫 (研究第3部長)

社会保障の社会学的検討を行ない、とくに社会計画策定の
基礎づけを行なう。
(1) 地域開発計画に関する研究

(2) 社会変動と社会福祉計画に関する研究
(3) 生活雑誌論の視点からみた所得保障の機能についての研
究

第Ⅳ (経済・社会合同) 研究会

主査 武藤光朗 (中央大学教授・専門委員)

幹事 渡辺益男・都村敦子 (研究員)

経済学と社会学とのインターディシプリンアリーな諸問題を
討議する。とくに、福祉における経済と社会について共同作
業を試みる。

第Ⅴ (制度) 研究会

主査 中鉢正美 (慶應義塾大学教授・専門委員)

幹事 保坂哲哉 (主任研究員)

- 各国社会保障制度の歴史的研究を主とし、各制度の特質
を明らかにする。

(1) アメリカ合衆国における社会保障の研究

(2) 各国制度の比較研究

(3) 東南アジア諸国の社会保障の研究

第VI (政策) 研究会

主査 小山路男 (横浜市立大学教授・専門委員)

幹事 平石長久 (研究員)

社会保障に関連あるその時々の行政上のトピックスを討議
する。とくに政策判断の根柢について効果および財源の検討
に注目し、社会計画に役立つ資料整備に努める。

II 社会保障に関する情報および資料の収集

(1) 国内および海外における社会保障に関する文献、図書お
よび資料等の収集
(2) 海外における図書、資料の紹介および情報の交換
国連等を中心とする海外の図書、資料の翻訳、紹介を行
なうほか、ISSA関係の資料活動を引き続き実施する。

III 調査研究等の成果の普及

(1) 季刊「社会保障研究」の発行
(2) 「海外社会保障情報」の発行
(3) 研究叢書、翻訳、所報等の発行
(4) 基礎講座、シンポジウム等の開催
(5) その他成果の普及に必要な事業

○ 昭和 44 年度収支予算

支 出 区 分	收 入 区 分	予 算 額	予 算 額
研究 所 運 営 費 管 理 事 務 費 (人 件 費)	政 府 捧 助 金 政 府 捧 助 金	69,115,000 57,221,000 41,267,000	69,115,000 69,115,000
非 常 勤 給 与 職 員 給 与 (管理事務費)		2,744,000 38,523,000 14,792,000	
所 交 厚 生 退職手当引当金 (予 備 費)	11,784,000 186,000 2,378,000 444,000		
研 究 事 業 費 (研究事業費)	1,162,000		
旅 諸 費 圖 書 購 入 費 研 究 季 刊 誌 行 費 海 外 社 會 保 障 費 情 報 行 刊 費	11,894,000 2,850,000 465,000 1,860,000 4,987,000 1,135,000 597,000		
計	69,115,000	計	69,115,000

社会保障研究所は昭和40年1月の創設にかかり、すでに4か年を経過した。これまでには幾つかの研究会を設け、それそれ統計調査、経済分析、社会分析、制度研究、政策研究などを主眼として、年々研究プロジェクトを定め、社会保障ならびに周辺の諸問題をとりあげて研究を進めてきた。ところで、いまや地固めの時期を了え、研究体制の一層の充実をはからねばならぬ段階にいたただと考えられる。研究会運営の根本方針は今後も堅持していくつもりであるが、この際次の数年をめどとして、研究テーマの前進をはかることとしたい。この意味でまず総括的に重点をおべき共通テーマを定め、それらを適当にとりいれ、研究会毎の年次研究プロジェクトを作成することとする。

共通テーマについて

今後数年の間に重点をおくべき共通テーマとして、次の3つの課題をとりあげたい。

第1に社会計画の立場から社会保障をとりあげるという問題について、それを理論的・応用的に確立していただきたい。これまでもわれわれは国連その他の諸文献を検討し、ソーシャル・コードの確定の仕方やコスト、ペネフィット、アナリシスの解釈などを研究してきたが、まだこの問題を本格的にとりあげるまでにいたっていない。最近アメリカの国家予算について PPBS (Planning-Programming-Budgeting-System)などの提案が注目を引いているが、われわれも社会保障について計量的な社会計画の確立に真剣にとり組む必要があることを痛感している。

ただそのためには相当の準備を要し、諸文献の述獣、方法論の吟味、計画に乗らせるための資料の整備に努めなければならぬ。恐らく問題は複雑していて、計量化といつても多くの限界

に進着するであろうが、われわれは実際のプログラミングによる現実的応用を目指して研究を進めたいと思っている。問題は各研究会にまたがっており、相互の協力によって最終の目標を達成し得るものと思っているが、差し当り第1（経済分析）研究会を中心に行方法論を固めることを期待したい。

第2に社会保障水準を統計的・実証的に確立したい。これについても、われわれはすでに国連社会開発研究所と共同で日本の生活水準指數の過去40年の試算を行ったことがあり、また低所得層に関する標識の整理もとりあげてきた。これらは今後も継続して行わるべき課題であるが、ここでいう社会保障水準の確立はこれらの問題と関連しつつ、当研究会所の独特の仕事として是非実施したいと思っている。社会保障水準といつても、単に給付総額の対国民所得比のようなものを指すのではなく、年金、医療、生活保護、社会福祉などの諸給付について、人口構成や所得階層別などとの関連を通じて現実的なニードの充足の状態を確めるよう努め、さらに拠出の関係も明らかにしていきたいと考えている。その際、実態調査によってニードの評価ならびに施策効果の検討を行うべきであろう。これは社会統計の体系化の一環として、第2（統計調査）研究会が主としてとりあげる問題であるが、社会的ニードについては第3（社会分析）研究会の協力が必要であろう。

第3に社会保障制度についてとくにアジア諸国との交流を進めたい。われわれはこれまで必要に応じて外國諸機関との交流をはかってきたし、それは今後も続けていくであろう。しかし、日本の国際的地位から見て、アジアの発展途上にある諸国との研究的交流を今後一段と促進することは、とくに必要であろう。社会保障制度に関するかぎり、これら諸国は多くは行政管理上の諸問題をかかえていると思われるが、われわ

れとしてはむしろ研究的な立場からの交流をはかりたいと考えている。それには刊行物を交換するほか、研修、留学、コンファレンスなどを組織的に計画することが必要である。まず差し当りECAFE UN Asian Institute for Economic Development, ILO Regional Office for Asiaなどの諸機関と密接に連繋をはかり、着々その範囲を広げていきたい。この問題については、とくに第3（社会分析）研究会と第5（制度）研究会に期待したい。

研究会別プロジェクトについて

- 第1（経済分析）研究会
社会保障の経済理論的実証的解明を通して広く社会計画への基礎づけを行う。
- (1) 社会計画の計量分析
社会保障の役割を客観的に把握し、社会計画の策定に資するためにそのコストとペネフィットの定量化に関する基礎的方法論を検討し、いわゆるPPBS方式の採用を考える。
- (2) 社会保障と経済成長
経済成長と社会保障の関係を、生産・分配・支出の三つの側面から明確にするために、社会福祉資本の計測と分析、再分配効果、ならびに国民貯蓄への影響について掘りさげた分析を行う。
- (3) 年金と医療の経済分析
特殊問題として現在とくに論議の多い年金——老齢化と年金需要、財源問題ならびに積立金の財政金融問題——と医療——医療需給メカニズム、医療保険財政の経済問題について経済学的アプローチを行なう。

- 第II (統計調査) 研究会
社会保障の諸指標に関する統計的・実証的研究を行い、社会水準の確立に資する。
- (1) 生活水準指數の作成
 - (2) 生活水準の測定
 - (3) 貧困水準の測定
- 生活水準の一環としての観点から、その測定のための諸指標について研究を進める。とくに住宅関係ストックの量および質を重視するとともに、地域別・階層別にも配意する。
- 生活水準の測定
- 水準測定のための諸指標について研究を進めるとともに、その指標の時系列的適用をはかるために既往年次調査の再検討、新規実態調査の企画なども行う。
- なお、上記研究を補足するものとして、児童養育費の検討を続けるものとする。
- (社会分析) 研究会
社会保障の社会学的検討を行い、とくに社会計画策定の基礎づけを行う。
- (1) 地域開発計画に関する研究
 - (2) 社会変動と社会福祉計画に関する研究
- 社会変動のもとで新たに発生している過密・過疎問題に焦点をあて、地域の変遷過程を明らかにすると同時に、地域開発計画の策定と社会保障の関連を検討する。さらに海外(特に発展途上国)の事例についても研究を行う。

- 画の出発点となる社会的ニードの把握とその標準化をはかり、計画策定の方針論をあわせて検討する。
- (3) 生活構造論の視点からみた所得保障の機能についての研究
- 生活構造論の視点から所得保障の機能とその限界を明らかにすると同時に生活保障を体系化するための理論的枠組を確定する。
- 第IV (経済・社会合同) 研究会
経済学と社会学とのインターデンプトナリーナーな諸問題を討議する。とくに、福祉における経済と社会について共同作業を試みる。
- 第V (制度) 研究会
各国社会保障制度の歴史的研究を中心とし、各國制度の特質を明らかにする。
- (1) アメリカ合衆国における社会保障の研究
 - (2) 各国制度の比較研究
- 老人病院保険、地域に対する総合医療計画、ならびに貧困対策(War on Poverty)などを中心として、アメリカ社会保障の最近の動向を検討する。
- (3) 東南アジア諸国との交流
- 東南アジア諸国との交流は本研究所当初からの課題であるが、これら開発途上の諸国における公衆衛生、教育施設、社会福祉などを中心として、今後の課題を検討する。
- 第VI (政策) 研究会
社会保障に関するその時代の行政上のトピックスを討議

する。とくに政策判断の根拠について効果および財源の検討に注目し、社会計画に役立つ資料整備に努める。

季刊社会
保
障
研
究



（文部省認定雑誌）

する。とくに政策判断の根拠について効果および財源の検討に注目し、社会計画に役立つ資料整備に努める。

この機関誌は、狭く社会保障に限らず、社会開発とか福祉国家とかにに関する論文もとりあげ、執筆陣も研究員のほかに広く学界その他の参加を求めて、やや水準の高い学術雑誌であることを期待し、特集号を含めて年5回発行している。

この情報は、海外における社会保障制度の動向および学術的な調査研究を迅速かつ適格に収録し、年4回刊行している。

調査研究等の成果の普及として関係文献の翻訳を行なっている。既刊は次のとおりである。

1. ILO編「世界各国における社会保障の費用」（1958～1960）
2. アメリカ保健教育福祉省編「世界各国の社会保障制度」（1964）
3. R. M. Titmuss著「福祉国家の理想と現実」
4. M. S. Gordon著「社会保障の経済分析」
5. アメリカ保健教育福祉省編「世界各国の社会保障制度」（1967）
6. ILO編「世界各国における社会保障の費用」（1961～1963）

翻訳シリーズ

海外社会保障
情
報



（文部省認定雑誌）

この情報は、海外における社会保障制度の動向および学術的な調査研究を迅速かつ適格に収録し、年4回刊行している。

調査研究等の成果の普及として関係文献の翻訳を行なっている。既刊は次のとおりである。

1. 「社会保障研究序説」
 1. 「インドの社会保険の歴史的考察」未定稿の中間報告、議事録および文献解説などを取り扱う。既刊は次のとおりである。
 2. 「社会保険研究序説」
- No. 6501 文献解説「社会計画の方方法論に関する基礎問題」

研究シリーズ

研究所及び専門委員等の調査研究の成果を収録し、広く発表している。既刊は次のとおりである。

1. 「社会保険研究序説」
2. 「インドの社会保険の歴史的考察」

所内研究資料

- No. 6502 議事録「シンボジウム『社会保障とは何ぞや』(その一)」
- No. 6503 議事録「シンボジウム『社会保障とは何ぞや』(その二)」
- No. 6504 中間報告「国民所得における社会保障費の統計的研究」
- No. 6505 文献解説「社会指標と経済指標の相関」
- No. 6506 議事録「シンボジウム『社会保障とは何ぞや』(その三)」
- No. 6601 個人研究中間報告「日本における地域別統計による経済的要因と社会的要因との相關について」
- No. 6602 文献解説「経済発展における所得の地域格差」
- No. 6603 議事録「児童手当制度について、経済計画における社会保障」
- No. 6604 文献解説「生活水準指數」
- No. 6605 議事録「社会保障の体系化」
- No. 6606 翻訳「ドイツ連邦共和国内の社会保障—社会実態調査—」
- No. 6701 中間報告「年金積立金運用の原理と運用方法」
- No. 6702 中間報告「わが国の生活水準指數—国連方式による一試算大正14年～昭和40年—」
- No. 6703 個人報告「山田寅次郎報告」
- No. 6704 中間報告「近郊都市の老人をめぐる社会的関係網」
- No. 6705 議事録「医療保険と医療保健—改革試案

単行本
その他の

の内容についてー」

- No. 6801 「日本の社会保障」
- No. 6802 中間報告「アメリカの社会保障」
- No. 6803 中間報告「アメリカにおける老人対策の展開(1959～1963)－アメリカ上院老人問題特別委員会報告を中心にして」
- No. 6804 「新聞論調よりみた社会保障の展開とマス・コミの機能」
- No. 6805 「高齢者就労の実態と問題点」
- No. 6806 翻訳「国民老齢退職金と社会保障」

1 「戦後の社会保障(本論)」

2 「戦後の社会保障(資料)」

1 図書目録

2 Social Security in Japan

- 43. 4. 1 専門委員会議 協議内容「昭和43年度研究プロジェクトについて」
- 43. 4. 1 研究第3部長として三浦文夫（研究第3部長代理）が発令された。
- 43. 4. 8 ISSA文獻委員会（第13回）
- 43. 4. 9 第3研究会（第1回）報告内容「コミュニティについて」報告者東洋大学助教授奥田道大
- 43. 4. 14 研究員平石長久が、歐米の社会保障研究のため渡米（5月24日まで）
- 43. 4. 16 第4研究会（第1回）報告内容「経済発展理論の展望と社会的要因の導入」報告者所長山田雄三
- 43. 4. 18 第1研究会（第1回）報告内容「所得再分配の決定要因」報告者研究第2部長地主重美
- 43. 4. 18 第34回役員会 協議内容「43年度事業計画」研究会に関する厚生省との連絡、その他について】
- 43. 4. 23 第6研究会（第1回）報告内容「生活保護基準について」報告者北海道大学教授龍山京
- 43. 4. 25 第5研究会（第1回）報告内容「W.Haber, W.Cohen (ed.), Social Security (1)」報告者専門委員中鉢正美
- 43. 4. 25 第2研究会（第1回）報告内容「低所得水準の指数化について」報告者研究第1部長小沼正
- 43. 5. 14 第2研究会（第2回）報告内容「低所得水準の測定モデルについて」報告者研究第2部長地主重美
- 43. 5. 16 第4研究会（第2回）報告内容「経済成長と所得分佈」報告者研究第2部長地主重美
- 43. 5. 16 第35回役員会 協議内容「43年度公開研究発表会の開催、43年度予算要求の骨子、その他について】
- 43. 5. 21 第3研究会（第2回）報告内容「高齢者労働問題について」

- 43. 5. 23 第5研究会（第2回）報告内容「W.Haber, W.Cohen (ed.), Social Security(2)」報告者主任研究員谷昌恒
- 43. 5. 28 第6研究会（第2回）報告内容「恩給審議会答申について—特に恩給スライドの問題——」報告者所長山田雄三
- 43. 5. 28 昭和43年度公開研究発表会の開催 発表テーマ「1. 老人問題と就労対策 2. アメリカ社会保障史——特に1935年法の成立について——」発表者研究第3部長三浦文夫、主任研究員谷昌恒
- 43. 5. 29 イスラエル、アフロ・エイシャン研究所所長アキバ・イガービ来所、所長および平石研究員と懇談
- 43. 5. 30 第1研究会（第2回）報告内容「社会保障の所得再分配効果の国際比較」報告者研究第2部長地主重美
- 43. 6. 11 第3研究会（第3回）報告内容「シェントロジーの国際動向と老人問題について」報告者寿命研究会理事長渡辺定
- 43. 6. 17 海外社会保障情報編集委員会（第7回）
- 43. 6. 18 第2研究会（第3回）報告内容「住居水準の国際比較について」報告者研究員大本圭野
- 43. 6. 20 第4研究会（第3回）報告内容「社会的交換の理論」報告者専門委員青井和夫
- 43. 6. 20 第36回役員会「出版物およびその他の事業計画、43年度予算要求の骨子、大内基金の運営、その他について」
- 43. 6. 25 第5研究会（第3回）報告内容「W.Haber, W.Cohen (ed.), Social Security(3)」報告者研究第2部長地主重美
- 43. 6. 27 第1研究会（第3回）報告内容「社会福祉資本の推計——医療ストックの試算——」報告者研究員長谷川啓之

43. 6. 27 第6研究会(第3回) 報告内容「年金額改定をめぐる諸問題」報告者厚生省年金局企画課課長補佐山本純男
43. 7. 15 ISSA文獻委員会(第14回)
43. 7. 16 第3研究会(第4回) 報告内容「Community Involvementについて」報告者関東学院大学助教授中村へ朗
43. 7. 16 第6研究会(第4回) 報告内容「生活保護の問題点について」報告者研究第1部長小沼正
43. 7. 18 第2研究会(第4回) 報告内容「わが国の住居水準について」報告者国立公衆衛生院建築衛生学部長小林陽太郎
43. 7. 18 第37回役員会「第4回基礎講座および第2回シンポジウム、昭和44年度予算要求案、事業実施経過、その他について」
43. 7. 23 第4研究会(第4回) 報告内容「社会変動論の一動向について」報告者研究第3部長三浦文夫
43. 7. 23 第5研究会(第4回) 報告内容「W.Haber, W.Cohen(ed.), Social Security(4)」報告者主任研究員谷昌恒
43. 7. 25 第1研究会(第4回) 報告内容「所得分配統計の国際動向について」報告者経済企画庁経済研究所分科会課長桜井弘
43. 8. 23 臨時研究会 報告内容「フランスの栄光と貧困」報告者アメリカ、スタンフォード大学助教授平恒次
43. 9. 10 第3研究会(第5回) 報告内容「コミュニケーションについての一考察」報告者東京大学助教授園田恭一
43. 9. 16 海外社会保障情報編集委員会(第8回)
43. 9. 17 第5研究会(第5回) 報告内容「W.Haber, W.Cohen(ed.), Social Security(5)」報告者研究員平石長久
43. 9. 19 第4研究会(第5回) 報告内容「福祉国家の思想的系譜」報告者主任研究員谷昌恒

43. 9. 19 第6研究会(第5回) 報告内容「厚生行政長期計画について」報告者厚生省大臣官房企画室室長首尾木一
43. 9. 19 第38回役員会「大内基金の運営、第4回基礎講座の実施要領、第2回シンポジウム、事業実施経過、その他について」
43. 9. 21 臨時研究会 報告内容「社会保障の最近の諸情勢について」報告者ILOジュネーヴ駐在員樋口富男
43. 9. 26 第1研究会(第5回) 報告内容「医療サービスの経済分析について」報告者専門委員江見康一
43. 10. 13 第2研究会(第5回) 報告内容「米義水準の国際比較について」報告者国立栄養研究所調査統計部長嶽晋吉
43. 10. 14 ISSA文獻委員会(第15回)
43. 10. 15 第2研究会(第6回) 報告内容「掛川調査について」報告者専門委員中鉢正美、研究第1部長小沼正
43. 10. 15 第5研究会(第6回) 報告内容「W.Haber, W.Cohen(ed.), Social Security(6)」報告者研究員平石長久
43. 10. 17 第4研究会(第6回) 報告内容「経済成長・社会変数・政治変数の相互関係の因子分析」報告者研究員都教子
43. 10. 17 第6研究会(第6回) 報告内容「医療保障における最近の問題点」報告者専門委員小山路男
43. 10. 17 第39回役員会「大内基金の運営、第4回社会保障研究所基礎講座の実施、第2回社会保障研究所シンポジウムの実施、研究プロジェクトの策定、その他について」
43. 10. 21 第3回社会保障研究奨励賞論文審査委員会開催
43. 10. 24 第1研究会(第6回) 報告内容「社会保障推計上の問題点」報告者青山学院大学助教授石渡茂
43. 10. 24 第3研究会(第6回) 報告内容「高齢者の就労動

- 向についての若干の考察」報告者村山洋子
43. 10. 28~31 第4回社会保障研究所基礎講座—地域開発と
社会保障セミナー—開催
43. 11. 12 第5研究会（第7回）報告内容「W. Haber, W.
Cohen(ed.), Social Security(7)」報告者専門委員橋本正己
43. 11. 14 第40回研究所「研究プロジェクトの策定、第2回
社会保障研究所シンポジウムの実施、その他について」
分析」報告者専門委員小野旭
43. 11. 21 第1研究会（第7回）報告内容「深刻化する老人
問題」報告者研究第3部長三浦文夫
43. 11. 26 第2研究会（第7回）報告内容「住宅水準について」
報告者東京都立大学工学部教授谷重雄
43. 11. 28 第4研究会（第7回）報告内容「技術進歩と経済
成長」報告者研究員長谷川啓之
43. 12. 6 第6回顧問会・第41回役員会「事業実施状況、研
究プロジェクトの策定、昭和44年度予算要求、その他について」
43. 12. 9 国連社会局次長 Mr. Kurut Janson 来訪、所長お
よび研究部長と懇談
43. 12. 10 第5研究会（第8回）報告内容「W. Haber, W.
Cohen(ed.), Social Security(8)」報告者専門委員橋本正己
43. 12. 17 第3研究会（第7回）報告内容「過疎地域における
問題点」報告者研究員花島政二郎
43. 12. 19 第6研究会（第8回）報告内容「厚生白書について」
報告者専門委員大熊一郎、江見康一
43. 12. 24 第2研究会（第8回）報告内容「家計費における
家族生活周期の測定」報告者専門委員中林正美・報告内容
- 「社会階層構成について」報告者中央大学教授江口英一・報
告内容「低所得層測定の一方法」報告者研究第1部長小沼正
43. 12. 26 第1研究会（第8回）報告内容「医療サービス
の経済分析について—医師の需要と供給—」報告者研究
員都村教子
43. 12. 26 第4研究会（第8回）報告内容「社会学的機能主
義の社会変動論について」報告者研究員渡辺益郎
44. 1. 8 大韓民国立社会事業指導者訓練院教授部長孫興泰
氏来訪、所長と懇談
44. 1. 13 第3研究会（第8回）報告内容「新全国総合開発計
画の問題点」報告者専門委員松原治郎
44. 1. 16 第6研究会（第6回）報告内容「年金改正案の諸問
題」報告者厚生省年金局企画課長補佐山本純男
44. 1. 16 第24回役員会「44年度予算、研究プロジェクトの
策定、その他について」
44. 1. 20 I S S 文献委員会（第16回）
44. 1. 21 第2研究会（第9回）報告内容「生活水準関係報告
についての討議」報告者専門委員中林正美、研究第1部長小
沼正
44. 1. 21 第5研究会（第9回）報告内容「W. Haber, W. Co-
hen(ed.), Social Security(9)」報告者研究第1部長小沼正
44. 1. 23 第1研究会（第9回）報告内容「医療サービスの經
済分析—公的医療機関の地位について—」報告者国立公
衆衛生院衛生行政部室長西三郎
44. 1. 27 専門委員会「研究プロジェクトの策定について」
44. 1. 28 第4研究会（第9回）報告内容「わが国における社
会変動論の再検討」報告者研究員花島政三郎
44. 2. 7 第2回社会保障研究所シンポジウム 討論内容「政

- 治体制と社会保障、法秩序における社会保障、社会保険と社会サービス」出席者 103 名
44. 2. 18 第 3 研究会(第10回) 報告内容「今後20年間の日本人口の展望」報告者人口問題研究所所長黒田俊夫
44. 2. 18 第 6 研究会(第10回) 報告内容「最近の経済計画の問題点について」報告者経済企画庁総合計画局計画官持永和見
44. 2. 20 第 43 回役員会「研究プロジェクト、44年度事業計画、刊行物の出版計画、その他について」
44. 2. 25 第 2 研究会(第10回) 報告内容「住宅水準の国際比較について」報告者研究員大木圭野
44. 2. 25 第 5 研究会(第10回) 報告内容「W.Haber, W.Cohen(ed.), Social Security (10)」報告者研究員山崎泰彦
44. 2. 27 第 1 研究会(第10回) 報告内容「再分配調査の結果報告—社会保障の再分配効果——」報告者厚生省大臣官房企画室斎藤正明
44. 3. 4 第 4 研究会(第10回) 報告内容「社会変動と社会福祉」報告者研究員村山洋子
44. 3. 18 第 2 研究会(第11回) 報告内容「社会保障水準の考え方について」報告者所長山田雄三
44. 3. 20 第 6 研究会(第11回) 報告内容「公害対策について」厚生省公害部庶務課長藤森昭一
44. 3. 24 海外社会保障情報叢書委員会 (第10回)
44. 3. 25 第 5 研究会(第11回) 報告内容「W.Haber, W.Cohen(ed.), Social Security (11)」報告者主任研究員谷昌恒
44. 3. 25 第 3 研究会(第10回) 報告内容「保健福祉活動における planning」報告者研究第3部長三浦文夫

—昭和39年7月7日法律第156号—

社会安全保障研究会

目 次

第 1 章 総 則 (第1条—第7条)
第 2 章 役 員 等 (第8条—第16条)
第 3 章 業 務 (第17条・第18条)
第 4 章 財 務 及 び 会 計 (第19条—第26条)
第 5 章 監 督 (第27条・第28条)
第 6 章 稽 核 (第29条・第30条)
第 7 章 罰 则 (第31条—第35条)
附 則

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 社会保障研究所は、社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、及びその成果を普及し、もって国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(法人格)

第2条 社会保障研究所（以下「研究所」という。）は、法人とする。

(事務所)

第3条 研究所の事務所は、東京都に置く。

(定款)

第4条 研究所は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

- 一 目 的
- 二 名 称
- 三 事務所の所在地
- 四 従員に関する事項
- 五 業務及びその執行に関する事項
- 六 資産に関する事項
- 七 会計に関する事項
- 八 定款の変更に関する事項

2 定款の変更是、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登 記)

第5条 研究所は、政令で定めるとこころにより、登記しなければならぬ。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第6条 研究所でない者は、社会保障研究所という名称を用いてはなら

ない。

(民法の準用)

第7条 民法(明治29年法律第89号)第44条(法人の不法行為能力)及び第50条(法人の住所)の規定は、研究所に準用する。

第2章 役員等

(役員)

第8条 研究所に、役員として、所長1人、理事2人及び監事1人を置く。

(役員の職務及び権限)

第9条 所長は、研究所を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、所長を補佐して研究所の業務を掌理し、所長に事故があるときはその職務を代理し、所長が次員のときはその職務を行なう。

3 監事は、研究所の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるとときは、所長又は厚生大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第10条 所長及び監事は、厚生大臣が任命する。

2 理事は、厚生大臣の認可を受けて、所長が任命する。

(役員の任期)

第11条 所長及び理事の任期は、4年とし、監事の任期は、2年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条件)

第12条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 國務大臣、國會議員、地方公共団体の議員又は地方公共団体の長
二 政府又は地方公共団体の議員(教育公務員で政令で定める者及び

非常勤の者を除く。)

(役員の解任)

第13条 厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めたときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるとき。

3 所長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第14条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に從事してはならない。ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第15条 研究所と所長との利益が相反する事項については、所長は、代表権を有しない。この場合には、監事が研究所を代表する。

(職員の任命)

第16条 研究所の職員は、所長が任命する。

第3章 業務

(業務)

第17条 研究所は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 一 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行なうこと。
- 二 社会保障に関する情報及び資料を収集すること。
- 三 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務。

- 2 研究所は、前項第四号に掲げる業務を行なうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。
- 第18条 研究所は委託に基づいて前条第一項各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

第4章 財務及び会計

(事業年度)

第19条 研究所の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

(予算等の認可)

第20条 研究所は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第21条 研究所は、毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後二月以内に厚生大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 研究所は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第22条 研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第23条 研究所は、厚生大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第24条 研究所は、業務上の余裕金については、銀行への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第25条 研究所は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(厚生省への委任)

第26条 この法律に規定するもののほか、研究所の財務及び会計に関する事項は、厚生省令で定める。

第5章 監督

(監督)

第27条 研究所は、厚生大臣が監督する。

2 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるとときは、研究所に対して、その業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第28条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるとときは、研究所に対して報告を求め、又はその職員に研究所の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められる。

たものと解してはならない。

第6章 雜 則

(解散)

第29条 研究所の解散については、別に法律で定める。

(協 識)

第30条 厚生大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第4条第2項、第17条第2項、第20条又は第23条第1項の規定による認可をしようとするとき。

二 第21条第1項又は第25条の規定による承認をしようとするとき。

三 第26条の厚生省令を定めようとするとき。

2 厚生大臣は、第20条の認可をしようとする場合において、必要があると認めるとときは、関係行政機関の長の意見を聞くものとする。

第7章 罰 則

(罰 則)

第31条 研究所の役員又は職員が、その職務に關して、わいいろを收受し又はこれを要求し、若しくは約束したときは、3年以下の懲役に処する。よって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、

5年以下の懲役に処する。

2 研究所の役員又は職員であった者が、その在職中に請託を受け、職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったことに關し、わいいろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、3年以下の懲役に処する。

3 犯人の收受したわいいろは、その価額を追徴する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を没収する。

第32条 前条第1項又は第2項に規定する者に対してわいいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第33条 第28条第1項の規定による報告をせず、若くしほは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若くしほは忌避した場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、3万円以下の罰金に処する。

第34条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、3万円以下の過料に処する。

一 この法律により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第5条第1項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第17条第1項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第24条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第27条第2項の規定による厚生大臣の命令に違反したとき。

第35条 第6条の規定に違反して社会保障研究所という名称を用いた者は、1万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(研究所の設立)

第2条 厚生大臣は、研究所の所長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された所長又は監事となるべき者は、研究所の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ所長又は監事に任命されたものとする。

第3条 厚生大臣は、設立委員を命じて、研究所の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、厚生大臣の認可を受けなければならぬ。

3 厚生大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらか

じめ大蔵大臣に協議しなければならない。
4 設立委員は、第2項の認可を受けたときは、逓滞なく、その事務を
前条第1項の規定により指名された所長となるべき者に引き継がなければならぬ。

第4条 附則第2条第1項の規定により指名された所長となるべき者は、前条第4項の事務の引継ぎを受けたときは、逓滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第5条 研究所は、設立の登記をすることによって成立する。

(経過規定)

第6条 この法律の施行の際現に社会保障研究所という名称を使用している者は、この法律施行後6月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第6条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には適用しない。

第7条 研究所の最初の事業年度は、第19条の規定にかかわらず、その成立の日になり、昭和40年3月31日に終わるものとする。

第8条 研究所の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第20条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「研究所の成立後逓滞なく」とする。

(登記税法の一部改正)

第9条 登録税法(明治29年法律第27号)の一部を次のように改正する。

第19条第7号中「国民生活研究所」の下に、「社会保障研究所」を「国民生活研究所法」の下に、「社会保障研究所法」を加える。

(所得税法の一部改正)

第10条 所得税法(昭和22年法律第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第10号中「国民生活研究所」の下に、「社会保障研究

所」を加える。

(法人税法の一部改正)

第1条 法人税法(昭和22年法律第28号)の一部を次のように改正する。
○ 第5条第1項第6号中「国民生活研究所」の下に、「社会保障研究所」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

第12条 厚生省設置法(昭和24年法律第151号)の一部を次のように改正する。

○ 第5条第13号の次に次の一号を加える。

13の2 社会保障研究所を監督すること。

○ 第8条第1項第12号の次に次の一号を加える。

12の2 社会保障研究所に関すること。

(地方税法の一部改正)

第13条 地方税法(昭和25年法律第226号)の一部を次のように改正する。

○ 第72条の5第1項第6号中「國民生活研究所」の下に、「社会保障研究所」を加える。

(地方税法の一部改正)

第13条 地方税法(昭和25年法律第226号)の一部を次のように改正する。

(登記税法の一部改正)

第19条第7号中「国民生活研究所」の下に、「社会保障研究所」を「国民生活研究所法」の下に、「社会保障研究所法」を加える。

(所得税法の一部改正)

第10条 所得税法(昭和22年法律第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第10号中「国民生活研究所」の下に、「社会保障研究

役員・顧問・參與・職員名簿

昭44. 5. 1 現在>

貢役

所長事務理監事(非常勤)事務理監事(非常勤)
所山長事河谷野塩九十九助
事事事事
三雄泰
寺尾环
磨(慶應義塾大学名譽教授)

(順不同) 參與・顧問

顧問	大内	兵衛	社会保険制度審議会会長
顧問	東烟	精一	アジア経済研究所会長
顧問	長沼	弘毅	国際ラジオ・テレビセンター会長
顧問	今井	一男	共済組合連盟会長
顧問	馬場	啓之	一橋大学教授
顧問	福井	助	東京大学教授
顧問	与馬	直	直武
参	参	参	参

研究員